



厚生労働省群馬労働局発表
平成 28 年 1 月 14 日

【照会先】
群馬労働局雇用均等室
室 長 宮村 雅江
地方機会均等指導官 庭山 たくみ
(電 話) 027-896-4739

**施行直前! 「女性活躍推進法」に基づく一般事業主
行動計画策定に向けた個別相談会を開催します**
～平成 28 年 4 月 1 日 女性活躍推進法施行～

女性活躍推進法では、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、状況把握・課題分析を踏まえた行動計画を策定し、法律が施行される本年 4 月 1 日までに策定した旨を都道府県労働局に届出をすることが義務となっています。

このことから、群馬労働局（局長 内田昭宏）では、行動計画策定に向けた説明会を行ってきたところですが、法律の施行を間近に控え、同法に関する様々な疑問にお答えし、事業主が労働局に確実に行動計画を策定した旨の届出をすることができるよう、実務担当者向けの個別相談会を開催いたしますので、この機会を御利用いただくよう御案内します。

【第 1 弾】

- 日 時 平成 28 年 1 月 20 日（水）、1 月 25 日（月）、1 月 26 日（火）
9 時 30 分～16 時 30 分
- 場 所 群馬労働局 7 階大会議室（前橋地方合同庁舎 7 階）
（前橋市大手町 2-3-1）

【第 2 弾】

- 日 時 平成 28 年 2 月 4 日（木）、2 月 9 日（火）、2 月 18 日（木）
9 時 30 分～16 時 30 分
- 場 所 前橋地方合同庁舎 1 階共用会議室
（前橋市大手町 2-3-1）

- ※相談は各企業当たり 1 時間程度を予定しています。
- ※行動計画策定について「何をどうしたらよいか分からない」「作り方がわからない」など、様々な相談に対応します。
- ※労働者 300 人以下の事業主の皆様も御参加いただけます。
- ※3 月にも第 3 弾の相談会を予定しています。

<添付資料>

- 施行直前! 女性活躍推進法に基づく行動計画策定相談会を開催します
- 女性活躍推進法が成立しました!

施行直前！女性活躍推進法に基づく行動計画策定相談会を開催します

行動計画策定について「何をどうしたら良いかわからない」「作り方がわからない」など、人事労務担当者の方を対象に相談会を開催します。

是非ご参加ください！！

1 日 時

(1) 1月20日(水)、1月25日(月)、1月26日(火)

(2) 2月4日(木)、2月9日(火)、2月18日(木)

時間はいずれも 9時30分～16時30分(12～13時除く)

*各社約1時間程度

2 場 所

(1) 群馬労働局7階大会議室

(〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎内)

(2) 前橋地方合同庁舎1階共用会議室

3 申込み

裏面「女性活躍推進法個別相談会申込書」によりFAXで群馬労働局雇用均等室までお申込ください。

群馬労働局雇用均等室 FAX 027-896-2227

※平成28年3月以降も相談会を予定しております。

群馬労働局ホームページに情報をアップしますので、是非ご確認ください。

[群馬労働局HP <トップページ バナー『女性活躍推進法特集ページ』](#)

※個別相談会以外でも随時相談をお受けしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

群馬労働局雇用均等室(担当:庭山、小川)

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階

電話 027-896-4739

FAX 027-896-2227

女性活躍推進法個別相談会申込書

1 企業名等

会社名			
所在地	〒		
参加者	部署名	名前	名前
電話番号			

2 希望日時 (希望の日時について第1希望は○、第2希望は△を記入してください)

	9時30分～ 10時30分	10時30分～ 11時30分	13時15分～ 14時15分	14時15分～ 15時15分	15時15分～ 16時15分
1月20日 (水)					
1月25日 (月)					
1月26日 (火)					
2月4日 (木)					
2月9日 (火)					
2月18日 (木)					

※予約状況により調整させていただく可能性がありますのでご了承ください。

連絡がない場合は、第一希望の日時に直接会場までお越しください。

※上記日程でご都合がつかない場合、個別のご相談も承りますので、雇用均等室 (電話027-896-4739) までお問い合わせください。

3 相談内容 (該当する番号に○を付けてください)

- ① 女性活躍推進法について ②課題分析 ③行動計画策定・届出
④ 情報公表 ⑤ 認定 ⑥ 女性活躍加速化助成金
⑦ その他 ()

女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください

次の女性の活躍状況（①～④）については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

- ★ 自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画の策定を行うことができる「**行動計画策定支援ツール**」をご活用ください。
- ★ 「行動計画策定支援ツール」は厚生労働省ホームページの他、群馬労働局ホームページからもご覧いただけます。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

- ★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**本年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）行動計画を策定した旨の届出については、本年1月から受付を開始しています。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

- ★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**本年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率など、14の公表項目の中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、今後お示しする予定です。

また、**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**が規定されていますので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ



行動計画策定指針

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ 群馬労働局ホームページのトップページ

女性活躍推進法特集
ページ

バナーもご覧ください。

★女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法についての問合せについては、群馬労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

群馬労働局雇用均等室

〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号
前橋地方合同庁舎8階

電話 (027)896-4739

FAX (027)896-2227

※庁舎移転により、平成27年9月24日から上記住所・連絡先に変更となりました。



厚生労働省 群馬労働局雇用均等室

平成28年1月作成